

学校運営協議会の継続性に関する検討

—委員の抱える課題に着目して—

神 定 舞

1. 問題の所在

2004(平成16)年に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下、地教行法)」の一部が改正され、学校運営協議会制度⁽ⁱ⁾が開始された。この制度は、教育委員会から任命された保護者や地域住民が学校運営協議会を通じて、学校運営に参画する制度である。例えば、学校支援地域本部と比べると、法に基づき位置づけが重く、継続が危ぶまれることが少ないといった強みがある(志々田ら,2014)。また、学校評議員より一定の権限と責任を持って学校運営に関わるといった発展性が見出せる(堀内,2004;仲田,2015)。

この制度は、地域の実態や学校の実情なども踏まえ、学校運営協議会に対して、どのような権限をどの程度委ねるか、責任主体としてどのように関与していくかは、各教育委員会の制度設計に大きく委ねられ、柔軟な運用により設置の意図や在り方も多様化し実施されている(伊藤,2006;日高,2006)。

この制度の成立過程を辿ると、学校・地域連携論を拠り所とする教育論⁽ⁱⁱ⁾と学校の制度改革を期待している政策論⁽ⁱⁱⁱ⁾という源流を異にする二面的要素を含みながら制度化された経緯がある(佐藤,2016)。佐藤によると、学校運営協議会制度は、学校支援ボランティア等の取り組みを行う学校・地域連携実践の発展を経てコミュニティ・スクール化した教育論と、教育改革国民会議提案を契機に、学校評議員の発展型と

する政策に根付いたフォーマルな学校運営協議会の仕組みの創設という政策論が直接法制度化しているため、地教行法上に、学校支援等といった教育論的役割は明記されていないが、教育課程の編成や学校運営への承認といった委員の政策論的役割が定められている。

他方、実際の運営状況では、法に定められた政策論的役割に関わる協議事項について、委員の意見反映の度合いが相対的に低い傾向が示されている(佐藤,2010)。こうした結果を受け、木岡(2011)は教科書選定や教育課程編成、教職員人事を包含するような政策論的役割が学校運営協議会の中で見えてこないことを指摘する。

学校運営協議会制度の特徴と実態の乖離に見られるように、関係者間での受け止め方に複雑な違いが生まれている(佐藤,2016)。

この点、先行研究の多くが第一義的役割を次世代の育成とし、教育論的役割であれ保護者や地域住民が学校に関与し続ける点に意義を見出し、継続的な教育論的役割が期待されている(大桃,2000;岩永,2011 など)。なぜなら、委員に期待される政策論的な役割について、協議会という素人が専門家の自立性をチェックし意見や承認を行う仕組みはそもそも矛盾があるためである(岩永,2011;黒崎,2004)。ただし、学校運営協議会が学校支援という教育論的役割で固定化した場合、形式上対等にみえても学校の優越、保護者・地域住民の従属という関係が継続してしまうため、ある時点で政策論的役割についても

果たす必要がある(岩永,2011;佐藤,2016)。

協議会という素人が、政策論的役割として学校運営について適切かつ有用な判断を下せるようにするためには、委員の力量形成が必要であることが指摘されている(伊藤,2006;窪田,1999;後藤,2013;清田,2012)。他方、仲田ら(2011)は学校運営協議会の設置それだけで委員の力量形成につながる可能性も示唆しているが、多様な学校運営協議会制度の実態を踏まえると、いずれの指摘においても、いかなる条件整備や支援体制の上で、政策論的役割を果たすまでの委員の力量が形成するか精緻な検討はなされていない。

2. 研究の目的

本研究は学校運営協議会を継続的に行うため、必要な委員の抱える課題への対応の検討を行うことを目的とする。

3. 研究の方法

【研究課題1】学校運営協議会制度の特徴を捉える。そのために、制度導入までの経緯とその法規定を概括する。

【研究課題2】2015(平成27)年12月21日の3答申、特に「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)」に着目し、必要とされる条件整備や支援体制等の対応を概説する。そのために、諮問と答申に至る議論や背景を整理する。

【研究課題3】学校運営協議会を継続していくために、何が課題かを検討し、必要な対応や工夫の特徴を捉える。そのために、平成23年に学校運営協議会を停止したX区T小学校を事例として、停止当時の関連資料分析及び導入当時の元校長、第三者評価者、元委員2名のインタ

ビュー^(iv)を行い、検討を行う(表1参照)。分析枠組みは窪田(1999)^(v)より、委員の抱える課題に関連する条件整備的課題、参加主体に関する課題に分類し、それぞれ検討を行う。

【研究課題4】研究課題3で得られた知見をもとに、委員の抱える課題への対応を検討し、必要な条件整備、支援体制の示唆を得る。そのために、継続して活動する学校運営協議会を事例として、委員へのインタビュー^(vi)を用い委員の抱える課題への対応を検討し、必要な条件整備、支援体制の示唆を得る。分析枠組みは研究課題3と同様に窪田(1999)において、検討を行う。(表2参照)

4. 論文構成

序章

- 第1節 問題の所在
- 第2節 先行研究の動向
- 第3節 研究の課題
- 第4節 研究対象
- 第5節 研究方法

第1章 学校運営協議会とは

- 第1節 学校運営協議会制度導入までの経緯
- 第2節 学校運営協議会の法規定

第2章 「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)」の背景

- 第1節 中央教育審議会への諮問の経緯
- 第2節 中央教育審議会の答申の特徴
- 第3節 答申で求める条件整備的課題への対応
- 第4節 答申で求める参加主体に関する課題への対応
- 第5節 考察

第3章 X区T小学校の元学校運営協議会モデル校委員が抱える課題に関する検討

表1 【研究課題3】X区T小学校インタビュー協力者一覧

都道府県	名前	立場	委員経験年数	性別	年齢 (現在の年齢)	経験した役職等	教職員免許状 の所有有無	調査時期
東京都	T氏	保護者・地域住民委員	2年間+2年間	男	50代	元PTA会長	無	2016年5月28日
東京都	K氏	地域住民委員	4年間	女	70代	東京都青少年委員	無	2016年7月28日
東京都	O元校長先生	T小学校元校長先生	—	男	—	—	有	2016年6月26日
東京都	F教授	X区第三者評価者	—	男	—	生涯学習推進協議会 第三者評価者	—	2016年9月12日

(※筆者作成)

表2 【研究課題4】インタビュー協力者一覧

	都道府県	学校名	名前	立場	委員経験年数 (委員の準備期間 含む)	性別	年齢	教職員 免許状 の所得有無	調査時期
1	東京都	A小学校	AC1氏	地域住民 委員	1年目	男	70代	無	2016年8月29日
2	東京都	A小学校	AC2氏	地域住民 委員	1年目	女	40代	無	2016年8月29日
3	東京都	A小学校	AP氏	保護者 (準備) 地域住民 委員	3年(準備期間) +1年目	女	40代	無	2016年10月14日
4	東京都	B小学校	BP氏	保護者委員	2年目	女	40代	無	2016年10月12日
5	東京都	B小学校	BC氏	地域住民 委員	6年目	男	60代	有	2016年10月12日
6	東京都	C中学校	CC氏	地域住民 委員	1年(準備期間) +1年目	男	60代	無	2016年10月15日
7	東京都	C中学校	CP氏	保護者 (準備) 地域住民 委員	1年(準備期間) +1年目	女	40代	無	2016年10月15日
8	山口県	D中学校	DP氏	保護者委員	3年目	男	40代	無	2016年10月4日
9	山口県	E中学校	EC氏	地域住民 委員	3年目	女	50代	無	2016年10月4日
10	新潟県	F小学校	FC氏	地域住民 委員	6年目	男	70代	無	2016年10月25日
11	新潟県	F小学校	FP氏	保護者委員	6年目	女	60代	無	2016年10月25日
12	神奈川県	G中学校	GC1氏	地域住民 委員	1年(準備期間) +1年目	女	50代	無	2016年9月30日
13	神奈川県	G中学校	GC2氏	地域住民 委員	1年(準備期間) +1年目	男	80代	有	2016年11月2日

(※筆者作成)

- 第1節 T小学校の学校運営協議会の事例
—学校運営協議会のねらい—
- 第2節 学校運営協議会の継続停止に影響を
与える課題
- 第3節 条件整備的課題に関する検討
- 第4節 参加主体に関する課題の検討
- 第5節 考察
- 第4章 現在の学校運営協議会委員が抱える課
題への対応に関する検討
 - 第1節 事例概要
 - 第2節 事例校の条件整備と支援体制
 - 第3節 条件整備的課題に関する検討
 - 第4節 参加主体に関する課題への検討

- 第5節 考察
- 終章
- 第1節 本研究のまとめ(各章のまとめ)
- 第2節 今後の課題

5. 論文の概要

第1章 学校運営協議会とは

第1章では、学校運営協議会制度の特徴を捉えるため、制度導入までの経緯とその法規定を概括した。学校運営協議会は政策論的側面と教育論的側面の二面的側面を含む制度の導入となっている反面、法規定上には3権限といった政

策論的側面のみ見られる。政策論的役割の意義を、教育委員会や学校の説明責任を問う契機と捉えたと(堀内,2004)、教育委員会や学校の学校運営協議会への対応が極めて重要な位置を占めることを確認した。しかし、それが果たされない場合、教育委員会が認定取消権限をもつ学校運営協議会において、継続性が失われ政策論的役割と共に教育論的役割の基盤を失う可能性があることを確認した。

第2章 「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)」の背景

第2章では、2015(平成27)年12月21日の3答申、特に「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)」に着目し、議論や背景を追い、必要な条件整備や支援体制等の対応を概説した。

本答申の議論を辿ると、学校運営協議会制度について、関係者間の複雑な認識の違いを鑑み、コミュニティ・スクールの提唱者や教育委員会、校長等の様々な関係団体の意見等を汲んだ上で、未設置の教育委員会や校長の懸念等への配慮が表されていることを概括した。

その上で、答申内で求められる必要な条件整備として、設置する教育委員会に対して方向性やビジョンの明確化、委員の役割の明確化、既存組織等との役割分担や連携方策、予算の措置

等があげられていることを読み取った。その議論の背景に、学校や地域の様々な実情と学校運営協議会の特徴に関連して、関係者の理解不足や懸念、協議会の予算不足といった課題を抱えていることが明らかとなった。

一方、答申内で求められる必要な支援体制として、委員等関係者への研修の充実や教職員との共通理解のための方策等があげられていることを確認した。その議論の背景に、委員が意義や役割を理解できていない、委員の力量形成が間に合わない、課題に対応する研修を受けないと力量形成に繋がらない、学校の雰囲気から委員の役割を果たしづらい等、主に委員が抱える課題が明らかとなった。

第3章 X区T小学校の元学校運営協議会モデル校委員が抱える課題に関する検討

第3章では、平成23年に学校運営協議会を停止したX区T小学校を事例として、当時の資料や元委員へのインタビューにより、学校運営協議会を継続していくために、何が課題かを検討し、必要な対応の特徴を捉えた。

まず、継続停止の原因の一つには、学校運営協議会の成果について、X区教育委員会から評価が低かったことがあげられた。その背景には、学校運営協議会の方向性等や委員の役割等の共通理解が教育委員会や学校、委員等で図れていないことで委員が条件整備の課題、参加主体に関する課題を抱えていたことが明らかとなった。(図1参照)

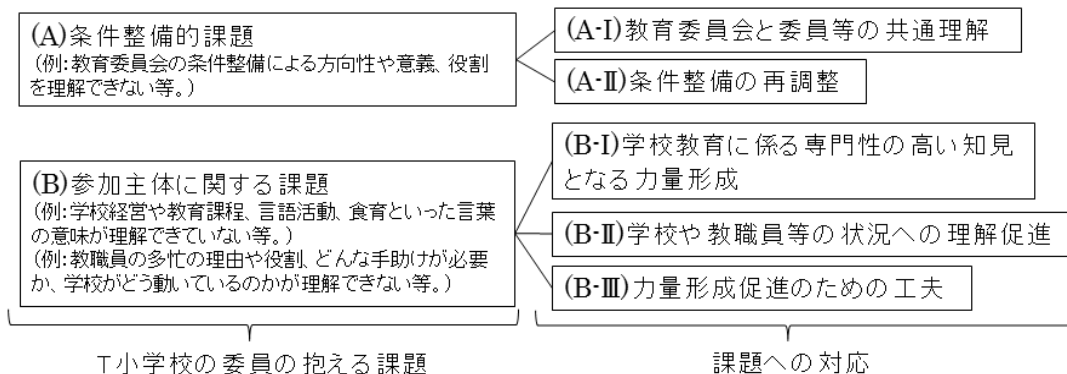


図1 T小学校委員が抱える課題と得られた示唆

(A)条件整備的課題への対応

(A-I) 一点目に、教育委員会と委員が共通理解を図る必要性が示唆された。T 小学校の委員は、教育委員会の考えや対応が様々な場面で理解できなかった様子を読み取れ、同時に教育委員会においても議事録において、「実務的レベルのズレがあった」と記載しており、委員の抱える課題について、把握するだけでなく、意見や要望に対して教育委員会としての考えや立場、状況等を委員に説明し理解してもらおうといった、共通理解が重要であることが推察された。

(A-II) 二点目として、条件整備の再調整の必要性が示唆された。T 小学校の委員が、最後までX区教育委員会と学校運営協議会の不明確な方向性について共通理解を図ることができなかった背景に、X区教育委員会自身「学校運営協議会の方向性を明確にできなかった」と方向性を定めることができなかった様子が議事録や評価票より確認できた。教育委員会と委員の共通理解を図ったとしても対応が難しい課題については、教育委員会として条件整備を再度検討し調整する必要があると推察された。

(B)参加主体に関する課題への対応

(B-I及びB-II) 委員の抱える課題への対応として、力量形成のために方策を設ける必要性が示唆された。T 小学校の知見からは、委員は課題を抱え、仲田ら(2011)の示唆するような学校運営協議会の設置それだけで委員の十分な力量形成となったとする語りは得られなかった。T 小学校の委員が抱えていた課題を大きく2つに分類すると、学校教育に係る専門性の高い知見^(vi)に関する力量の不足、学校や教職員等の状況への理解の不足といった課題があげられた。

(B-III) 加えて、力量形成促進のための工夫の必要性が示唆された。実際にT小学校で講じた方策(T①事例発表や視察研修、T②教職員との懇談会)等、課題への対応が十分でなかった状況より、方策の事前検討が不十分であった可能性や、方策を十分に機能させる条件が整っていなかった等、委員の力量形成促進のための何らかの工夫が必要である点が示唆された。

第4章 現在の学校運営協議会委員が抱える課題への対応に関する検討

第3章で得られた示唆をもとに、第4章では継続して活動する学校運営協議会を事例として、委員へのインタビューにより委員の抱える課題への対応を検討し、必要な条件整備、支援体制を明らかにした。

(A)条件整備的課題への対応

(A-I) 教育委員会と委員等の共通理解

共通理解を図る方策として、1)協議会中の工夫や2)人事や予算に関する対応の姿勢といった方策の2点があげられた。

1) 協議会中の工夫について、教育委員会が協議会の会議の際に傍聴理由や助言、支援するといった立場を明確にし、委員が理解することで、教育委員会に対して助言や支援を求めやすくなるといった状況が明らかとなった。さらに共通理解を図る方策として、協議会の傍聴のみではなく、熟議といった時間を設け、違う立場の意見を相互に交換することで、共通理解を図ることができることが明らかとなった。このような方策は、T 小学校のような不十分な条件整備を改善する契機となることが期待できる。

2) 人事や予算に関する対応の姿勢について、利害調整が必要な現行制度上(堀内,2004)、委員が意見できるといった役割の持つ意味を、教育委員会の立場や説明を引き出す契機とすることであると捉えると、この役割を委員に理解してもらうためには、相互で共通理解を図る中でも、特に教育委員会の意見や立場を委員に理解してもらう、説明責任を果たすといった姿勢が重要であることが明らかとなった。事例として、大きな予算の時には説明に来て質問を受け返答する姿勢、教育委員会が委員の意見を熱心に聴取するといった姿勢を受け、委員が自らの役割や教育委員会の立場を理解する語りが得られた。

これらの方策に共通して確認されたのは、委員の意見を教育委員会が把握し理解するだけでなく、教育委員会の考えや立場を委員に示し理解してもらう、委員の意見が尊重できない場合にはその説明責任を果たすといった姿勢があげられた。委員にとって学校運営協議会の意義や

役割等の理解を深めるためには、T小学校のような傍聴と協議の内容の把握だけに留まらず、教育委員会としての考えや意見、説明が重要であることが明らかとなった。

(A-II) 条件整備の再調整

共通理解を図った上でも対応できない課題については、条件整備の再調整を行うといった方策があげられた。教育委員会の考える条件整備と実際の委員の力量形成が伴わない状況や、そもその教育委員会としての導入目的や方向性といった根本に関わる課題については、関係者で共通理解を図った上でも課題の対応とならないものも確認された。この場合、委員の意見や要望、力量に合わせて、委員の役割等の条件整備を再調整するといった対応で、委員が難しい役割を担わなくて済む反面、当初の制度の趣旨を大きく損なう危険性が示唆された。そのため、関係者間で共通理解を図り課題を見極め、慎重に検討した上で条件整備の再調整する必要があるといえる。

(B)参加主体に関する課題への対応

(B-I) 学校教育に係る専門性の高い知見となる力量形成

委員の力量形成を目的として、すべての支援体制を整えるため方策を講じる必要があるわけではなく、学校運営に関わる様々な場面で委員を構成員として取り込むことで、委員への力量形成に一部役立つことが明らかとなった。しかし、委員の経験年数等に関わらず、ほとんどの委員より、T小学校同様に、学校教育に係る専門性の高い知見は委員には難しいと考えている状況が確認された。力量形成のための継続的な支援が必要であることが推察される。

(B-II) 学校や教職員等の状況への理解促進

行事等の学校支援活動は、来校回数が増加し、教職員等と日常的に話す契機となることで委員の学校や教職員の状況理解に大いに役立つことが明らかとなった。これにより、学校運営協議会設置のみで委員の力量形成となるためには、学校運営協議会が教育論的役割をも担っていること、学校支援地域本部等が一体となって活動を行っているといった条件整備が必要であると

いった点も明らかとなった。いずれも、大人の委員に潜在的な学習の機会が提供されており(佐藤,2011)、条件整備の際には教育委員会や学校は潜在的な学習の機会について認識する必要性が示された。こうした既存の場に委員も参加することで、多忙な学校現場の負担とならず、委員の力量形成を図ることができるという点も見逃せない特徴であると捉えられる。T小学校の委員においては、こうした教育論的役割が評価されず、委員が課題を抱えたまま役割を果たせなかった状況があったと考えられる。

他方、日常的に学校支援等に関わるのが難しい委員は、一時的にでも教職員や生徒と直接対話する場があることで、学校の現状や教職員の状況等への理解促進となる貴重な機会であると考えていることが確認された。そのため、一時的な方策でも講じる必要があるといえる。

(B-III) 力量形成促進のための工夫

T小学校の知見を踏まえ検討を行った。

第一に、T-①事例発表や視察研修について、委員の力量形成を目的とした方策にもかかわらず、T小学校の知見に限らず、他の学校運営協議会委員も十分な力量形成とはなり得なかったといった語りが見られ、必ずしも委員の力量形成に資する方策となっていない状況が確認された。ニュージーランドの学校理事会の先行研究においても、個々の学校理事会の抱える問題は多種多様で、他の学校理事会の事例はあまり参考にならないケースが多いことが指摘されている(伊藤,2006)。同様に、日本においても学校運営協議会を取り巻く背景や多様な運用状況から他の事例等が、参考にならないといった状況が推察される。T小学校の委員に限らず、他の事例校の委員においても、学校運営協議会を取り巻く背景や多様な運用状況から、身近な課題や共通する内容に関わる力量を委員は求めていることが確認された。

したがって、委員の求める力量の形成促進のためには、共通理解を図った上で、いかなる支援を講じる必要があるのかを教育委員会や学校は、見極めて方策を考える工夫が必要であるといえる。

第二に、T②教職員との懇談会といった一時的な方策について、教職員との共通理解が必要であることが確認された。T小学校と同様、教職員との懇談の場があるA小学校を事例に検討を行った。A小学校の教職員においてもT小学校同様に、学校運営協議会への理解ができていない様子が委員から語られたが、懇談会の場においてではなく、広報部会⁽⁴⁾の活動の中においてであり、広報活動を通じて委員が教職員へ説明を行い、理解促進の一助を担っている状況が確認された。こうした教職員への理解促進活動や日常的な教職員とのやりとりを通じ、教職員との共通理解といった前提があつて初めて、一時的な教職員との懇談でも、委員の抱える課題への対応となることが明らかとなった。

終章

終章においては、本研究のまとめと委員の抱える条件整備的課題と参加主体に関する課題への必要な対応とその順序を述べた。

本研究では、学校運営協議会の制度上、委員が学校運営協議会の意義や役割を理解しづらいといった条件整備的課題や役割を果たすことが難しいといった参加主体に関する課題の2つの課題を抱えやすいことがT小学校の知見より明らかとなった。

その上でこれらの課題を踏まえ、対応する方策について、事例より共通理解(委員—教育委員会、委員—学校)、力量形成、条件整備の再調整と大きく方策を3つに分類した。

共通理解という点では、委員と(1)教育委員会に加え、(2)学校の両者との共通理解を図る必要があると考えられる。(1)教育委員会においては、前述したとおり、協議会の会議の傍聴のみに留まらず、委員と教育委員会それぞれについて、共通理解を図る必要性を述べた。(2)学校においては、T小学校とA小学校での懇談会の方策を鑑みるに、(2)の学校とは、校長や教頭等の管理職のみならず、教職員も含め、共通理解を図る必要があるといえる。学校や教育をめぐる状況への理解不足といった課題は、委員の学校支援等の活動や広報活動といった日常的な学校と委

員の関わりを通じることで、教職員との間で共通理解を形成に資すると考えられ、その両面より委員と周囲を取り巻く関係者間での共通理解が重要であるといえる。

力量形成としては、特に学校教育に係る専門性の高い知見となる力量について、日常的な学校支援活動や教職員との日常的な関わりのみで会得することは難しいことが委員の語りより明らかとなり、一時的な方策等でも継続的に委員に対して支援する必要があることが確認された。

このように、共通理解や力量形成といった条件整備・支援体制があることで委員は学校運営協議会の意義や役割を見出し、学校の状況等が分かることで役割を果たせることが明らかとなった。

一方、条件整備の安易な再調整については注意が必要であることも示唆された。特に委員の法で定められた役割を減じるといった調整は、委員の力量形成のための支援体制が必要なくなる反面、当初の制度の趣旨を大きく損なう危険性が考えられる。学校運営協議会の役割が学校支援といった教育論的役割に固定化しないためにも、優先して委員の力量形成に必要な条件整備や支援体制を講じる必要があるといえる。ただし、力量形成の検討や力量に応じて条件整備を戻すといった調整のいずれにおいても、教育委員会や学校、委員、教職員等も含めた関係者間において、共通理解が重要であつて、一時的な場の設定ではなく継続的な検討が必要であると考えられる。

したがって、委員の抱える課題への対応として、まず関係者間での共通理解の上で、委員の力量形成のための条件整備や支援体制を講じ、それでもなお残る課題に対して、条件整備の再調整を検討する必要があると結論付けた。



図2 委員の抱える課題への対応の過程

註

ⁱ 学校校運営協議会を設置している学校は「コミュニティ・スクール」「新しいタイプの公立学校」「地域運営学校」等と様々に呼称されているが、保護者や地域住民が学校運営に参画するという制度を指し、これらの語が示す対象は必ずしも統一されていない。このような学校の意思決定に関与することができる学校運営協議会制度の類似の制度も含めて、ここでは全て「学校運営協議会」と明記する。

ⁱⁱ 学校支援ボランティアの取り組みを行う等の学校地域連携実践の発展を経てコミュニティ・スクール化したものから来る。教育的役割には学校支援やゲストティーチャー等の実働活動がある(佐藤,2016)。

ⁱⁱⁱ 教育改革国民会議提案を契機に、学校評議員の発展型とする政策論に根付いたフォーマルな学校運営協議会の仕組みとして直接法制度化した。政策論的役割には学校運営の承認や意見がある(佐藤,2016)。

^{iv} 半構造化インタビューで行い、インタビュー時間は平均して1時間～2時間程度行っている。インタビューの趣旨から逸れた話題も許容して行った。また、インタビュー内容については、文意を損ねない程度に修正を施し、データ提供者の確認を取るためメンバー・チェックを実施した上で引用した。

^v 窪田(1999)の分析枠組みについて、学校運営協議会が地教行法で定められる前より、父母等が「学校運営の意思決定に参加する学校参加制度を展望した時にクリアされなければならない課題」として理論的課題、条件整備的課題、参加主体に関する課題の3点をあげている。そのうち、本研究においては、委員の抱える課題に着目するため、委員の具体的な役割を定めるといった条件整備と、委員が役割を果たす上で必要な支援といった観点から条件整備的課題及び参加主体に関する課題の2点の課題に分類し検討を行った。

^{vi} 研究課題3同様に、半構造化インタビューを実施している。

^{vii} 学校教育にかかる専門性とは、T小学校の委員の知見から「学校経営」「教育課程」「言語活動」「学校の食育」「校務分掌」等といった基本的な言葉の意味から、それらに関連する考え方

といった学校教育に関連する知識や知見等を指すこととする。一般的な企業等で使用する「経営」といった学校教育に関連が遠いものについては、語りより課題を抱えているといった様子が得られなかったため、除外している。

^{viii} A小学校では、学校運営協議会の下に部会を作り、そのうちの一つに広報部会がある。実際に広報部会に所属する委員 AC1 氏の語りからは、広報部会の役割を「CS って何なのかがわからないじゃないですか。一般の保護者の皆様には、で、先生方も変な話わからない方も。特に異動されてきた先生とか、CS と支援本部の差がわからない。(中略)その差がやっぱりわからない方たちのために、こういう組織なんだよとか、こういう人たちなんだよっていうのを、周知していくのが広報部会の役割」と述べている。

主要引用・参考文献

- 伊藤りさ(2006)「学校運営協議会制度における評価と支援のあり方を巡って—ニュージールランドの制度を参考に—」国立国会図書館調査および立法考査局編『レファレンス』56(3) pp84-98
- 岩永定(2011)「分権改革下におけるコミュニティ・スクールの特徴の変容」『日本教育行政学会年報』(37) pp38-54
- 大林正史(2015)『学校運営協議会の導入による学校教育の改善過程に関する研究』大学教育出版
- 大桃敏行(2000)「地方分権の推進と公教育概念の変容」『教育学研究』第67巻第3号 pp23-33
- 木岡一明(2011)「公教育の規範性と学校組織マネジメント」堀内孜編『公教育経営の展開』東京書籍株式会社 pp108-126
- 窪田眞二(1999)「父母の教育権と学校参加」『日本教育法学会年報』(28) pp47-55
- 窪田眞二(2004)「学校運営協議会における教職員、子どもの参加」『季刊教育法』(142)エイデル研究所 pp7-12
- 黒崎勲(1999)『教育行政学』岩波書店
- 黒崎勲(2004)『新しいタイプの公立学校』同時代社
- 後藤武俊(2013)「民主党政権におけるコミュニ

- ティ・スクール政策の特質～「熟議」概念の多様性に着目して～』『琉球大学生涯学習教育研究センター研究紀要』(7) pp34-43
- 佐藤晴雄編(2010)『コミュニティ・スクールの研究』風間書房
- 一堀井啓幸「第5章 学校運営協議会にける『人事意見』・『承認』・『研修』」
- 佐藤晴雄(2016)『コミュニティ・スクール』エイデル研究所
- 志々田まなみ,熊谷慎之輔,天野かおり,佐々木保孝(2014)「学校支援地域本部と学校運営協議会の連携の実態—全国アンケート調査の結果から—」『広島経済大学研究論集』37(3) pp29-39
- 清田夏代(2012)「学校運営協議会と「教員の質」—教員の職能開発における学校運営協議会制度の可能性と課題—」『日本教育行政学会年報』第38号 pp50-66
- 中央教育審議会(2004)『今後の学校の管理運営の在り方について』(答申)
- 中央教育審議会(2015)『新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方について』(諮問)
- 中央教育審議会(2015)『新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について』(答申)
- 仲田康一(2015)『コミュニティ・スクールのポリティクス 学校運営協議会における保護者の位置』勁草書房
- 仲田康一,大林正史,武井哲郎(2011)「学校運営協議会委員の属性・意識・行動に関する研究：質問紙調査の結果から」『琉球大学生涯学習教育研究センター研究紀要』(5) pp31-40
- 日本社会教育学会年報編集委員会編(2011)『日本の社会教育第55集』学校・家庭・地域の連携と社会教育』東洋館出版社
- 一佐藤晴雄「学校・家庭・地域の連携を推進する行政 地域ガバナンスから見たコミュニティ・スクールの意義と課題—大人の学びの過程に着目して—」
- 日高和美(2006)「学校運営協議会の制度化に関する一考察」『教育制度学研究』第13号 pp163-174
- 日高和美(2007)「学校運営協議会における意思決定に関する考察—校長の認識に焦点をあてて—」『九州大学教育経営学研究紀要』第10号 pp45-54
- 堀内孜(2004)「学校運営協議会の制度設計と地域運営学校の経営構造」『季刊教育法』(142)エイデル研究所 pp13-18
- 堀内孜(2011)「公教育経営の概念と公教育経営学」同編『公教育経営の展開』東京書籍株式会社 pp12-17
- S.B.メリアム/E.L.シンプソン著 堀薫夫監訳(2010)『調査研究法ガイドブック—教育における調査のデザインと実施・報告』ミネルヴァ書房